

健康すわプラン2026（案）パブリックコメント実施結果について

1 趣旨

市は、健康すわプラン2026として、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定める「健康づくり計画」と、市民が主体的かつ継続的に食育に取り組むための「食育推進計画」の策定を進めています。健康すわプラン2026では、新たに策定する「健康づくり計画」と「食育推進計画」に加えて、現行の「第2期諏訪市自殺対策計画」の統合を図ります。この計画に対する意見を広く市民のみならず、市民に何うため、パブリックコメントを行いました。

2 募集期間

令和7年12月15日 ～ 令和8年1月13日

3 閲覧方法

諏訪市役所1階ロビー情報コーナー
 諏訪市保健センター
 豊田、四賀、中洲、湖南の各公民館
 諏訪市ホームページ

4 意見件数

意見件数：6件 意見者：2人（提出方法：持参1人、郵便0人、ファクシミリ0人、電子メール1人）

5 意見・提案等に対する市の考え方

対応区分	対応方針	件数(件)
A	計画案を修正・追加する。	0
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。	3
C	検討の結果、計画案には反映しない。	3
合 計		6

整理番号	計画・条例（案）の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
1	60	(2)運動・身体活動	諏訪湖の詩という歌を作り、皆で歌い、会話の機会をつくる。いきいき元気の歌を作り、健康体操後に、オーラルフレイル予防や失禁予防、食生活対策等について、皆で話し合い、知り合う時間を取る。	健康推進課としては、新たな歌の制作を行う予定はありません。計画案には、既存のラジオ体操やすわっこいきいき体操など、地域で行われる身体活動の場の充実や参加の促進を記載しています。また、フレイル予防等の運動教室や健康教室などを開催するとともに、参加しやすい環境を整えることについても記載しているため、計画案には反映しません。	C
2	64	(4)たばこ	禁煙治療費の2/3の助成制度を設けているが、その状況や成果などを公表して欲しい。また、喫煙者の禁煙相談やサポート、薬局が禁煙相談に対応するよう連携してほしい。	諏訪市禁煙チャレンジ補助金は、補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表しています。喫煙者の禁煙相談については、長野県で実施しているため、必要に応じて案内を行っています。また、薬局との禁煙相談の連携については、今後の参考にします。	B
3	64	(4)たばこ	タバコ病とされるCOPDにも取り組んでいると思うが、11月第三週水曜が世界COPDデーなので、スケジュールに入れてはどうか。	世界COPDデーに合わせ、毎年11月の広報紙において、CDPDに関する記事を掲載し、周知を行っています。計画案には、イベント等に関するスケジュールを記載しないため、本件についても記載はしません。	C
4	64	(4)たばこ	世界禁煙デーの催しをしているかと思うが、催しの一環として、イエローグリーンライトアップにも参加連携してほしい。	世界禁煙デーに合わせ、毎年6月の広報紙において、禁煙に関する記事を掲載し、周知を行っています。現時点においては、ライトアップの実施ではなく、広報紙等により、広く市民に周知を図っていきます。	C

<p>5</p>	<p>65</p>	<p>(4)たばこ</p>	<p>諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例について、「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」などの啓発も大事ではあるものの、義務的な制度化やルール化が必須かと思う。改正健康増進法の見直しが現在進められていて、これらの内容が盛り込まれるかどうか不明ではあるが、上記および以下の実効化推進をお願いしたい。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。</p>	<p>国における（改正）健康増進法の見直しの動向を踏まえ、改正内容や本市への影響等を確認した上で、必要に応じて検討します。</p>	<p>B</p>
<p>6</p>	<p>65</p>	<p>(4)たばこ</p>	<p>学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、市民課（生活保護所帯など）の関与などが可能でしょうし、保護者への働きかけが必須かと思えます。医師会関連で、小児科医、医療機関などの協力はどうでしょうか。</p>	<p>学校における啓発については、児童及び生徒だけではなく、保護者に対しても実施しています。また、医師会関連については、市ホームページにおいて、市内の禁煙外来を実施している医療機関を周知するなどの取組を行っています。薬剤師会との連携については、今後の参考にします。</p>	<p>B</p>